平成２３年（フ）第２７０８号
大阪市東淀川区井高野４丁目４番５―304号
債務者　藤井　千秋（旧姓有働）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３１号
大阪府寝屋川市緑町16番15号
債務者　岡本　照子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４９号
大阪府八尾市陽光園１丁目３番13号
債務者　本山　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２０号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ90―406号
債務者　松尾　正道
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５４号
大阪市天王寺区烏ヶ辻１丁目１番21―1003号
債務者　シャーサヴァンイナル美枝子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６１号
大阪市中央区上汐１丁目１番９号　山根方
債務者　金原　利佳
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目４番25―713号
債務者　浅野　友子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７６号
大阪府八尾市植松町２丁目８番15号
債務者　阿比留睦美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２８号
大阪府枚方市田口１丁目15番４号
債務者　立花　輝三
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３０号
大阪府大東市錦町14番34号　202号
債務者　国本　憲作
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６０号
大阪府高槻市牧田町６番35―403号
債務者　吉永　博司
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１８号
大阪府門真市栄町７番13号
債務者　井之上久人
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２９号
大阪府茨木市小川町９番201号
債務者　藤森美惠子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４０号
大阪市中央区南船場１丁目８番13―1105号
債務者　池内　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４１号
大阪府東大阪市新池島町１丁目２番21号
債務者　岡田　佳子（旧姓瀧尾）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４６号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番３号　３棟301号
債務者　松谷　久範
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４７号
大阪市住吉区我孫子東１丁目12番４―206号
債務者　加藤　昌佑
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３５４号
大阪市西淀川区柏里２丁目２番８号　ハイツサンヒーロー302号室
債務者　西岡　京子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部